

## こども家庭センターの設置について

### 1. 趣旨・目的

改正児童福祉法により、市町村は、「子育て世代包括支援センター」※1（母子保健）と「子ども家庭総合支援拠点」※2（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」を設置することが努力義務とされました。

本市は、従来の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、相談支援体制の強化を図ることを目的に、こども家庭センターを設置いたします。

### 2. こども家庭センターの要件

- ① 母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行うこと。
  - ② 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。
  - ③ 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員※3をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。
  - ④ 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。（別紙参照）
  - ⑤ 当該施設の名称は「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一名称）を称すること。
- （※）小規模自治体等、自治体の事情に応じてセンター長は統括支援員を兼務できる。

3. 開設日 令和6年4月1日

4. 設置場所 健康福祉部子育て支援課内

5. 職員配置

- ①センター長（子育て支援課長兼務）
- ②統括支援員
- ③保健師（1名以上の配置）
- ④こども家庭支援員（2名以上の配置）
- ⑤その他市長が必要と認める職員

## 6. 業務内容

- ①児童及び妊産婦の福祉並びに母子保健の相談等
- ②実情把握・情報提供、必要な調査・指導等
- ③保健指導、健康診査等
- ④関係機関等との総合調整
- ⑤支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプラン※4の作成
- ⑥地域資源の開拓

## 7. 用語

<p>※1 子育て世代包括支援センター</p>	<p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施を目的としている。保健師や利用者支援相談員が配置され、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談対応や、必要な情報提供・助言・保健指導などを行っている。保健センター内「えるふあルーム」</p>
<p>※2 子ども家庭総合支援拠点</p>	<p>地域の児童の福祉に関する様々な問題について、こども家庭支援員が中心となって、児童に関する家庭などからの専門的な相談に応じ、必要な助言や援助を行うとともに、支援が必要な児童またはその保護者に対する指導および児童相談所等との連絡調整等を総合的に行うことを目的としている。 子育て支援課内</p>
<p>※3 統括支援員</p>	<p>母子保健・児童福祉の両機能の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断できる者で、両機能の専門職員である、こども家庭支援員等と保健師等の意見を汲み取り、統合させるための中心的役割を担う。</p>
<p>※4 サポートプラン</p>	<p>統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、特定妊婦や要支援児童等に対する一体的支援を実施するための計画。 作成したサポートプランは原則として本人に交付する。</p>